

熊本市生活保護 葬祭扶助に関するQ&A

Q1 「生活保護 葬祭扶助」とは、どんなものなのでしょうか？

A：「生活保護法」によって、国は生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行なうことになっています。保護の種類として、生活扶助や医療扶助の外、葬祭扶助も必要において行なうことになっています。この保護に該当する人は、扶養義務者又はその他の同居の親族の申請にもとづいて開始することになっていますが、保護を必要とする者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとされています。

◆生活保護法 第18条【葬祭扶助】

- (1) 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行なわれる。
1. 検案
 2. 死体の運搬
 3. 火葬又は埋葬
 4. 納骨その他葬祭のために必要なもの
- (2) 以下に掲げる場合において、その葬祭を行なう者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行なうことができる。
1. 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行なう扶養義務者がいないとき。
 2. 死者に対しその葬祭を行なう扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行なうに必要な費用を満たすことができないとき。

Q2 「生活保護 葬祭扶助」は、生活保護受給者に支払われるものですか？

A：生活保護葬祭扶助は、葬儀執行人に対して支払われるものです。亡くなった方が生活保護受給者であっても、葬儀執行人（申請者）が葬儀費用を支払える状況である場合や、葬儀執行人（申請者）が熊本市外在住である場合などは支払われません。あくまでも、葬儀執行人（申請者）が熊本市在住で、その生活状況に対して熊本市が扶助するものです。但し、申請者の生活状況、収入などを報告しなければならない場合があります。状況によっては、葬祭扶助できないケースもあります。その場合は、ご家族の全額負担となります。

Q 3 「生活保護 葬祭扶助」には、何が含まれていて、何が含まれないのですか？

A：生活保護法 葬祭扶助の項にあるように、最低限度必要な項目となります。最低限度必要な項目とは、搬送～火葬までとなります。搬送用車両（霊柩車）・お棺一式・お骨壺一式・ドライアイス・火葬料金・死亡診断書（5,100円まで）・葬儀社の諸手続き費用などです。遺影写真や会葬礼状、祭壇費・返礼品・料理・宗教者への御礼（お布施など）は含まれておりません。

葬祭扶助満額の金額は、平成22年4月現在 212,770円 です。

◆故人に遺留金などがある場合、遺留金を差し引いた金額になります。

◆死体検案があった場合、検案料から5,100円を引いた金額が別途支給されます。

例) $212,770円 + (検案料 - 5,100円) - 故人の遺留金 = 支払い総額$

Q 4 生活保護 葬祭扶助申請はどのようにしたらよいのですか？

A：原則的に申請等は、葬儀執行人になりますが、各葬儀社でも代行して手続きしてもらえます。代行依頼する場合に必要なのは、死亡診断書（コピーで可）・請求書・葬儀執行人の委任状・生活保護変更届け・執行人の印鑑（認印で可）です。申請から領収まで代行いたします。

Q 5 入院中の母は市外に住んでいます。私は熊本市に住んでいます、熊本市の保護を受けています。母が亡くなった場合、葬儀費用を出せなくて困っています。何か良い方法はないでしょうか？

A：葬儀執行人が熊本市在住で、生活保護を受給されている場合、条件等が揃えば葬儀執行人に対して生活保護の葬祭扶助を受けることができます。但し、家族の生活状況など詳細に報告する義務があります。事前に熊本市役所 担当保護課までお尋ねされることをおすすめ致します。